

令和2年7月13日(月)  
午前10時～正午  
メルパルクホール  
(全国統一研修会)

令和2年度  
第15回 会員研修会資料

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う税制上の取扱い

講 師

税理士・日本税務会計学会顧問 多田雄司 氏

東京税理士会

東京税理士協同組合教育情報事業配布資料

## 目 次

I 国税関係 .....	1
1 新型コロナウイルス感染症の定義、施行日等 .....	1
2 納税の猶予の特例 .....	1
3 給付金の非課税等 .....	12
4 イベント等の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除、所得税額控除の特例 .....	20
5 住宅ローン控除 .....	28
6 大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付 .....	39
7 大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付 .....	42
8 法人課税信託の受託者に関する 6、7 の欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用 .....	42
9 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例 .....	44
10 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税 .....	51
11 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 .....	56
12 現行規定の解釈に基づく取扱い .....	60
13 申告の期限の個別延長 .....	64

II 地方税関係	68
1 地方税における納税猶予	68
2 新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例	70
3 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	71
4 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例	74
5 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	76
6 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	78
7 新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等	79

# I 国税関係

## 1 新型コロナウイルス感染症の定義、施行日等

### (1) 定義(コロナ臨時特例法2)

新型コロナウイルス感染症とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスで、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの(新型インフルエンザ等対策特別措置法附則1の2①)をいう。

### (2) 施行日(コロナ臨時特例法附則1)

臨時特例法は、公布の日(令和2年4月30日)から施行する。

### (3) コロナ臨時特例法

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年4月30日法律第25号)をいう。

## 2 納税の猶予の特例

### (1) 適用要件(コロナ臨時特例法3①)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること。

### (2) 取扱い(コロナ臨時特例法3①)

その事実がある場合は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合(国通法46①)に該当するものとみなして、その規定(同項)その他納税の猶予に関する法令の規定を適用することができる。

### (3) 国税通則法の読み替え

読み替え後の規定は、次のとおりとする。(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

#### (納税の猶予の要件等)

読み替後の国通法46① 税務署長等(税務署長、税關長、国税局長)は、

①新型コロナウイルス感染症(コロナ臨時特例法2)及びそのまん延防止のための措置の影響により、

②令和2年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実(新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実)がある場合において、

③その者が特定日(納税の猶予の対象となる国税の期日として、令和3年1月31日(コロナ臨時特例法令(注)2①)をいう)までに納付すべき国税で、次に掲げるものの(下記一~三)の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められるときは、政令(国通法令13①、下記の読み替え規定参照)で定めるところにより、

④その国税の納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税について)は、その法定納期限。以下この項(各号を除く)において同じ)内にされたその者の申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む)に基づき、

⑤その納期限から1年以内の期間(第3号の国税については、政令(国通法令13②)で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

(注) 臨時特例法令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年4月30日政令第160号)をいう。

一 次のイ、ロの国税の区分に応じ、それぞれ

①イ、ロに定める日以前に納税義務の成立した国税(消費税及び政令(国通法令14①)で定めるものを除く)で、

②納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)が令和2年2月1日以後に到来するもののうち、

③その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ 源泉徴収等による国税、申告納税方式による消費税等(保税地域からの引取りに係るものにあっては、引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等(石油石炭税法17③)の規定により納付すべき石油石炭税に限る)、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税

特定日(令和3年1月31日)の属する月の末日

ロ イの国税以外の国税

特定日(令和3年1月31日)

二 ①特定日(令和3年1月31日)以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税で、

②その納期限が令和2年2月1日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

三 ①予定納税に係る所得税その他次の①～③(国通法令14②)で定める国税で、

②その納期限が令和2年2月1日以後に到来するもの

① 中間申告書(法法2三十)、連結中間申告書(同法三十一の二)、退職年金等積立金中間申告書(同法三十三)の提出又は当該申告書の提出がなかったことによる決定により納付すべき法人税、その法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき法人税

② 地方法人税中間申告書(地方法人税法2十五)、中間申告(同法16⑩)の規定による申告書の提出、その申告書の提出がなかったことによる決定により納付すべき地方法人税、その地方法人税に係る修正申告書の提出、更正により納付すべき地方法人税

③ 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告書(消法42①・④・⑥)の提出により納付すべき消費税、その消費税に係る修正申告書の提出、更正により納付すべき消費税

(納税の猶予の申請手続等)(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり)

読替後の国通法46の2① 前条第1項の規定による

①納税の猶予の申請をしようとする者は、

②新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情の詳細、その猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令(国通法令15の2①、下記の読替規定参照)で定める事項を記載した申請書に、

③その新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の次の①～③の書類(コロナ臨時特例法令2②)を添付し、

④これを税務署長等に提出しなければならない。

① 本規定(コロナ臨時特例法3①)により読み替えて適用する納税の猶予の要件等(国通法46①)に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

② 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

③ 猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績、同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 国税通則法施行令の読み替え(コロナ臨時特例法令2③)  
読み替え後の規定は、次のとおりとする。

(**納税の猶予の期間**) (アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

**読み替え後の国税通則令13①**

①国税局長、**税務署長**又は税関長は、

②災害による納税の猶予(国通法46①)の規定による**納税の猶予の申請があった場合には、その申請をした納税者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実(同項)**の状況及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である状況を勘案して、

④その**猶予期間を定めるもの**とする。

**読み替え後の国税通則令15の2①** 納税の猶予の申請手続等(国通法46の2①)に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項及び**納税の猶予の要件等(同法46①)**の申請をやむを得ない理由によりその国税の納期限後にする場合にはその理由とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情の詳細
- 二 納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額
- 三 前号の金額のうちその猶予を受けようとする金額
- 四 その猶予を受けようとする期間

(5) 経過措置(コロナ臨時特例法附則2)

この法律の施行の日(施行日。令和2年4月30日)から2月を経過した日前に納付すべき国税については、下記のとおり読み替える。(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

(**納税の猶予の要件等**)

**読み替え後の国通法46① 税務署長**(国税の徴収の所轄庁(国通法43①但書・③・④)、更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例(同法44①)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。「税務署長等」という)は、新型コロナウイルス感染症(コロナ臨時特例法2)及びそのまん延防止のための措置の影響により、**令和2年2月1日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実(新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実)**がある場合において、その者が**特定日**(納税の猶予の対象となる国税の期日として、**令和3年1月31日**(コロナ臨時特例法令(注)2①)をいう)までに納付すべき国税で次に掲げるものの全部又は一部を一時に**納付する**ことが困難であると認められるときは、政令(国通法令13①、上記の読み替え規定参照)で定めるところにより、**同法の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過する日(令和2年6月29日)**までにされたその者の申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、**同法の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過した日(令和2年6月30日)以後にされた申請を含む**)に基づき、**その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)**から1年以内の期間(第3号に掲げる国税については、政令(国通法令13②)で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

(6) 国税の納税の猶予制度FAQ(令和2年4月30日、令和2年5月29日一部更新、国税庁徴収課、「納税猶予FAQ」という)(問1～問55のうち一部掲載)

(猶予を受けられる場合)(納税猶予FAQ)

問3 どのような場合に猶予制度を利用できるか。

(答)

- 主な猶予制度としては以下の(1)、(2)があり、それぞれ記載の条件をいずれも満たす場合にその猶予制度を利用することができます。

(1) 換価の猶予(通常の延滞税：8.9%/年→猶予期間中1.6%/年)

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難となるおそれがあること。
- ・ 納税について誠実な意思があること。
- ・ 納期限から6ヶ月以内に申請があること。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がないこと。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、状況に応じて、税務署長の職権による猶予を検討します。

(2) 特例猶予(延滞税なし)

- ・ 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少していること。
- ・ 一時に納税することが困難であること。

(注) 1 担保は不要です。

2 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

3 詳細については、III《猶予を受けられる条件》をご参照ください。

(納税猶予FAQ)

問4 納税資金はあるが、将来減収となる不安がある場合には猶予は受けられるのか。  
〔5月15日更新〕

(答)

- 従来の猶予制度では、納税資金がある方は猶予を受けられませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の見通しに不安を抱えている方も多いと考えられます。そのため、特例猶予では、要件の判定に当たって、当面必要な運転資金として、事業継続のために少なくとも6ヶ月間に支出が予定されている費用及び事業継続のために必要な臨時支出を考慮することとしています。

- したがって、納税資金がある方でも、当面必要な運転資金を下回る場合は特例猶予を受けることができる場合がありますので、猶予申請の方法などについては、国税局猶予相談センターまでご相談ください。

(猶予を受けられる税目)(納税猶予FAQ)

問6 どのような税目(所得税、法人税、消費税など)について猶予を受けられるのか。

(答)

- ほとんど全ての税目が対象となりますが、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や出国する際に直接税関長に納付する方式の国際觀

光旅客税については対象となりません。

- また、地方消費税や地方譲与税など、一旦、国に納めていただく税についても、同じように対象となります。

(猶予期間中の税金の納付)(納税猶予F A Q)

問13 猶予を受けた後はどのように税金を払っていくのか。

(答)

- 換価の猶予の場合、猶予許可通知書に記載された分割納付金額をそれぞれの分割納付の日までに納付をする必要があります。  
特例猶予の場合には、猶予期間中(原則1年間)の任意の時期に納付できます(分割納付をすることもできます)。
- 既に換価の猶予又は納税の猶予を受けられている方で、分割納付の日までに納税が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

(猶予を受けられる期間)(納税猶予F A Q)

問14 どの程度の期間猶予を受けられるのか。

(答)

- 換価の猶予の適用期間については、通常、納税者から収入や支出の状況などを伺いながら、納税者個々の実情に応じて最短の期間としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが困難な方については、迅速かつ柔軟に対応するため、納税者の方から特段の申出がない限り1年間猶予しています。
- 特例猶予については、原則1年間納税が猶予されます。

(注) 中間申告分や予定納税分の猶予期間は、特例猶予の場合、確定申告期限までとなります。

(猶予期間の延長等)(納税猶予F A Q)

問15 最初に受けた猶予期間内に税額を支払えなかった場合にはどうなるのか。

(答)

- 納付ができない事情を所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。ご事情に応じた対応をさせていただきます。
- (注) 特例猶予の適用期間は原則1年間ですが、それまでに納付ができない場合で、換価の猶予又は納税の猶予を適用できるときは分割納付ができます。

(一時に納税が困難)(納税猶予F A Q)

問16 「一時に納付が困難」とはどのような意味か。

(答)

- 「一時に納付が困難」とは、納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。

- 具体的には、納付可能金額(手元資金－当面の資金繰りに必要な額)が納付すべき国税の額に満たないケースが該当します。

(注) 特例猶予の場合、換価の猶予等の場合と比較し、「当面の資金繰りに必要な額」を多く見積もることができます(問18参照)。

(猶予額の計算)(納税猶予 F A Q)

問17 猶予額の計算に当たって、手元資金の現預金額には国等からの給付金や緊急融資を含める必要があるのか。

(答)

- 手元資金には、計算上は給付金や緊急融資の額を含めますが、給付金等について、事業継続等のため支出先が決定している場合は、納付可能額を算出する際に運転資金や臨時支出の額を同額分増加させますので、実質的には猶予を受けられる額には影響しません。現預金額に給付金等の額が含まれている方は、ご相談の際にお申し出ください。

(納税猶予 F A Q)

問18 猶予額の計算に当たって、当面の資金繰りに必要な額はどの程度認められるのか。

(答)

- 当面の資金繰りに必要な額は、納税者個々の事業の状況や資金繰りの状態により異なりますので一概には言えませんが、一般的には、事業継続のため1か月以内に支出が予定されている金額は運転資金として納税資金から除外します。
- なお、特例猶予の場合には、事業継続のため6か月以内に支出が予定されている金額は運転資金と認めるほか、それ以外にも事業継続のため必要な臨時支出が見込まれれば加算できます。

(注) 売上の減少に応じ、直近の支出が減少している場合でも、通常の支出額をもって当面の資金繰りに必要な額を算出することができる場合がありますので、ご相談の際にお申し出ください。

(納付困難な理由)(納税猶予 F A Q)

問19 納付が困難な理由は何でもよいのか。

(答)

- 特例猶予の場合、新型コロナウイルスの影響によることが必要とされますが、その影響は直接・間接を問いません。

(滞納している税金がある場合)(納税猶予 F A Q)

問20 現在滞納している税金がある場合には猶予を受けられないのか。

(答)

- 換価の猶予については、他に滞納(猶予中のものを除きます)となっている国税がある場合は、猶予が認められないことがあります。
- 他方、特例猶予については、猶予を受けようとする国税以外に滞納している国税があっても、猶予を受けることができます。

- 現在滞納している国税がある方は、まずは、所轄の税務署(徵収担当)にご相談ください。

(担保の提供の要否)(納税猶予F A Q)

問21 猶予を受けるためには担保の提供は必要か。

(答)

- 猶予を受けるためには担保の提供が必要となる場合がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、明らかに担保を提供できる状況でない限り、担保は不要としています。
- 特例猶予については、担保は不要です。

(新型コロナウイルス感染症と収入の減少の因果関係)(納税猶予F A Q)

問22 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響による収入の減少とは何か。

(答)

- 例えば、納税者又はその親族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少があった場合が該当します。

(納税猶予F A Q)

問23 収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要があるか。

(答)

- 申請の際に、新型コロナウイルス感染症等が事業に与えた影響を、申請書にあらかじめ記載してある項目(例えば「イベント等の自粛で収入が減少」)の中から選んでチェックしていただければ結構です。

(収入の減少率の計算)(納税猶予F A Q)

問24 どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられるか。

(答)

- 令和2年2月1日から納期限までの間の任意の期間(1か月以上)の収入金額が、前年同期の収入金額に対して、おおむね20%以上減少していれば、特例猶予の要件に該当することとなります。

(納税猶予F A Q)

問25 収入の減少率が20%未満の場合には特例猶予を受けられないのか。

(答)

- 「前年同期比おおむね20%以上の収入の減少」という基準の適用については、現に収入の減少が20%に満たないことのみをもって一概に特例の適用を否定するものではな

く、収入の減少が20%に満たない場合でも、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断しますので、このような事情がある場合は、所轄の税務署(徴収担当)にご相談いただくようお願いします。

- なお、特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、併せてご相談ください。

(納税猶予 F A Q)

問26 「任意の期間(1か月以上)」については、例えば、3月1日から3月31日までなど、暦通りの月でないといけないのか。

(答)

- 令和2年2月以降納期限までの間の任意の1か月において、前年同月の収入と比較して、おおむね20%以上減少している場合、特例猶予の要件に該当することになります。
- 「任意の期間(1か月以上)」については、例えば3月15日～4月14日など、月の途中からの1か月でも構いません。

(納税猶予 F A Q)

問27 前年同期の収入金額が分からぬ場合は、減少率をどう算出すれば良いか。

(答)

- 法人の場合は、前期に税務署へ提出した「法人税申告書」に添付した「法人事業概況書」の裏面に「月別売上高等の状況」があります。  
また、個人事業者で青色決算書を提出されている方は、「青色決算書」の2面に「月別売上(収入)金額及び仕入金額」がありますので参考としてください。
- なお、このような書類も不明である場合は、前年の収入を対応する月数で按分するなどして、1か月の収入の概算を求めるとしても構いません。

(納税猶予 F A Q)

問28 前年同期には事業を行っていなかった場合は、減少率をどう算出すれば良いのか。

(答)

- 比較対象となる前年同期が無い場合、比較に適した期間(収入が生じた期間のうち1か月以上の期間)で収入減少率を算出することになりますので、直近1年程度の収入状況がわかる資料をお手元にご用意の上、ご相談ください。

(黒字の場合の特例猶予の適用)(納税猶予 F A Q)

問29 対象期間の損益が黒字の場合でも特例猶予が受けられるか。

(答)

- 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例猶予が受けられます。

(一時的な収入がある場合の収入金額の計算)(納税猶予F A Q)

問30 「事業等に係る収入」とは何か。一時的な収入も含まれるのか。

(答)

- 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- 他方、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

(国からの給付金等を受け取った場合の収入金額の計算)(納税猶予F A Q)

問31 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金、持続化給付金等)は「事業等に係る収入」に含まれるか。

(答)

- 国や都道府県から支給される各種給付金は臨時の収入に該当しますので、収入金額の計算に当たっては、各種給付金の額を含める必要はありません。

(白色申告の方)(納税猶予F A Q)

問32 白色申告者は特例猶予を受けられるか。

(答)

- 白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

(賃料を減免・猶予した場合の収入金額の計算)(納税猶予F A Q)

問33 不動産賃貸業を営む納税者が、賃借人に対し賃料を減免したり、支払を一定期間猶予したような場合は、「収入の減少」に該当するのか。

(答)

- 特例猶予の適用の条件である「収入の減少」が生じたかどうかを判断するための収入金額の計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により、納税者(不動産の賃貸人)が収入すべき対価の額(賃料)を減免した場合や納期限まで支払いを猶予している場合には、その減免又は猶予した額は収入金額に含める必要はありません。

(フリーランス、給与所得者の方)(納税猶予F A Q)

問34 フリーランスは特例猶予を受けられるか。[5月15日更新]

(答)

- 「事業等に係る収入」は事業所得に限定されないため(問30参照)、フリーランスの方も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

(納税猶予 F A Q)

問35 パートやアルバイトの給与所得者は特例猶予を受けられるか。

(答)

- パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税する税額のある方は、その税額分については、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

(申請の期限)(納税猶予 F A Q)

問40 猶予の申請に期限はあるのか。

(答)

- 申請による換価の猶予については、納期限から6か月以内に申請する必要があります。なお、延滞税は納期限の翌日から発生しますので、猶予の申請はできるだけ早く行うことをお勧めします。
- また、特例猶予の申請は、納期限までに行う必要がありますが、関係法令の施行日(令和2年4月30日)から2か月を経過する日(令和2年6月30日)までは、納期限後においても申請することができます(例えば、令和2年3月末決算法人が、令和2年5月末が納期限となる法人税・消費税につき猶予を受けようとする場合、申請期限は令和2年5月末ではなく、令和2年6月30日となります)。

(納税猶予 F A Q)

問42 猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。

(答)

- 期限内に申告・納税された方との公平性を勘案すると、申請期限を経過した場合は、猶予を受けることは難しくなります。
- ただし、特例猶予については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う事業資金の貸付けを受けるための手続を行っていたこと等やむを得ない理由があると認められる場合には、申請期限を経過していても申請を行うことができます。
- なお、外出自粛要請等により、猶予申請ができない環境である場合は、申請期限を個別に延長できる場合がありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

(次頁の経済産業省の資料参照)

## 納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、  
無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象とする。

### （標準的な税の納付期限）

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上） ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日、たゞしその後も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none"><li>● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上</li><li>● 原則として、担保の提供が必要。</li><li>● 延滞税は免除。</li></ul>

(特例猶予の申請に必要な書類)(納税猶予FAQ)

問48 特例猶予の申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。[5月15日更新]

(答)

- **特例猶予**の申請に当たっては、以下の書類をご準備いただき、申請書とともに、資料の該当箇所についてコピーを「郵送」又は「e-Tax」で送信ください。
  - ① 本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿  
※ 会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類(例: 試算表)でも可。
  - ② 手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳
- また、最近(2か月程度)において地方税や社会保険料の特例猶予を受けている場合は、その申請書及び許可通知書の写しを添付していただくことで、国税の猶予申請書のうち地方税等の申請と重複する事項の記載や上記①・②の添付が省略できます。
- なお、帳簿等を準備することが難しい場合は、職員による聞き取りで対応しますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

### 3 給付金の非課税等

(1) 規定(コロナ臨時特例法4①)

市町村又は特別区から給付される給付金で、次の①、②については、所得税を課さない。

① **特別定額給付金**

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(コロナ臨時特例法規則(注)2①)

(注) 臨時特例法規則

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和2年4月30日財務省令第44号)をいう。

② **子育て給付金**

次のイ、ロの者に対して給付される令和2年度の一般会計補正予算(第1号)における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(コロナ臨時特例法規則2③)

イ 令和2年4月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者(施設等受給者(下記ハ)を除く。「4月分受給者」という)又は令和2年3月分の児童手当の支給を受ける者(施設等受給者及び4月分受給者を除く。「3月分受給者」という)

この場合、4月分受給者又は3月分受給者が次のa、bに該当する場合には、それぞれa、b定める者とする(コロナ臨時特例法規則2②一)

a 給付決定日(本規定(2)による給付金の給付が決定される日をいう)以前に死亡した場合

その4月分受給者が支給を受ける令和2年4月分の児童手当の支給の対象となつた児童又はその3月分受給者が支給を受ける同年3月分の児童手当の支給の対象となつた児童(対象児童)に係るその4月分受給者又は3月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

b その者からの暴力を理由に避難している配偶者(その者と生計を一にしない者で

あって、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る)を有する場合  
その配偶者

ロ 令和2年3月分、4月分の児童手当の支給の対象となった児童であって、同年3月31日(同年3月分の児童手当の支給の対象となった児童については、同年2月29日)から給付決定日までの間において、ハ a に規定する中学校修了前の施設入所等児童であるもの(施設入所等児童)が委託されている小規模住居型児童養育事業(児童手当法3③一)を行う者、里親(同号)又は施設入所等児童が入所、入院をしている障害児入所施設等の設置者(同法4①四)その他これらに準ずる者(コロナ臨時特例法規則2②二)

ハ 施設等受給者(児童手当法4①四)

イで規定する施設等受給者とは、次の a、b の者をいう。

- a 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(中学校修了前の施設入所等児童)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者、里親
- b 中学校修了前の施設入所等児童が入所、入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設(障害児入所施設等)の設置者

(2) 差押えの禁止(コロナ臨時特例法4②)

(1)の給付金の給付を受ける権利は国税(国徴法2一)の滞納処分(同条十二)により差し押さえることができない。

(3) 特別定額給付金給付事業実施要領(令和2年4月30日、総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長、抜粋)

第3 給付対象者

特別定額給付金の給付対象者(以下「給付対象者」という)は、令和2年4月27日(以下「基準日」といふ)において、住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市区町村長が認めるものを含む)であること。

第4 給付額

給付額は、給付対象者1人につき10万円であること。

第5 申請・受給権者

特別定額給付金の申請・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))であること。

(4) 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領(令和2年5月1日、内閣府子ども・子育て本部統括官、抜粋)

第1 支給対象者

1 子育て世帯への臨時特別給付金(以下「子育て特別給付金」といふ)は、令和2年4月分の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下法」といふ)による児童手当(以下「児童手当」といふ)の受給者に対して支給する※。

※ 法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう)又は中学校修了前の施設入所等児童(同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう)が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。

ただし、既に1又は2に規定する者(以下「受給者等」という)に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という)後に受給者等が死亡した場合(この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他のこれに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ)が把握した場合	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう)の設置者(以下「施設等受給資格者」という)
③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

# 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について (企業に勤めている方向け)

## 1. 特例措置の趣旨

新型コロナウィルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

## 2. 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>	<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒ <u>5枚/人</u>
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒ <u>120枚/家庭</u>
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒ <u>上限なし</u>

## 3. 対象者

以下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウィルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

## 4. 利用手続き

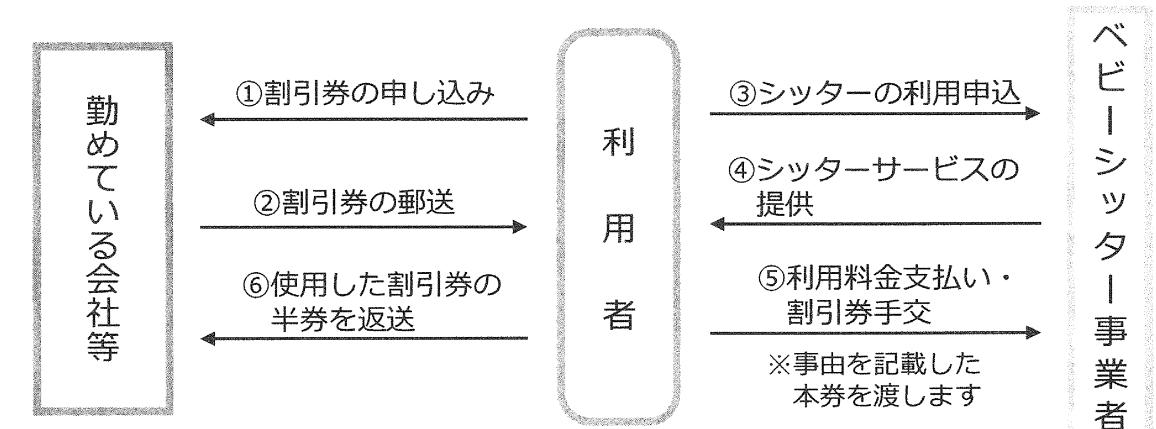
- ①勤めている会社の福利厚生等の担当者に対して、必要な枚数を申し込みます。
- ②会社から割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者(全国保育サービス協会から認定を受けているものに限ります。※)に利用申込みを行います。

※全国保育サービス協会のホームページにて公表

(裏面に続きます)

- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤利用料金の支払いの際に必要事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。
- (注意) 裏面の事由欄に休校等の理由を記載していないものは特例措置分としての使用はできません。 (記載例: ○月○日○○小学校休校のためなど)
- ⑥割引券の半券を勤めている会社に返却します。

## 5. 利用手続きの流れ



## 6. 利用の際の留意点

- 1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,200円以上」のサービスを対象とします。  
使用の例: 10,000円→4枚利用可能、15,000円→5枚利用可能
- 令和2年4月1日以降に、割引券の交付前にベビーシッターを利用した場合については、一旦、利用料を全額支払ってください。  
割引券が交付された後にベビーシッター事業者に割引券を提出することで、割引額の返還を受けることができますが、返還を受けるためには、利用日時と金額が確認できる領収書等が必要になるので、必ず保管しておいてください。
- 特例措置として利用した割引券は、非課税所得になります。

(出所: 公益社団法人全国保育サービス協会ホームページ)

## 第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という)に支給される子育て特別給付金の対象児童(子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ)とする。

## 第3 支給額

子育て特別給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき10千円とする。

### (5) ベビーシッター派遣事業についての事業主が交付する割引券の非課税

事業主が、雇用する従業員が利用するベビーシッター派遣サービスに対して、その利用料金を助成する事業をいう。

具体的には、事業主は、購入した1枚に付き割引金額2,200円の割引券を従業員に交付し、従業員は子供1人につき、1枚を使用する。

この経済的利益については、令和2年3月以降は、非課税とする。

府子本第196号  
令和2年3月5日

公益社団法人全国保育サービス協会  
会長 草川 功 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関する 「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の取扱い等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業等が行われることを踏まえ、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業について特例措置を設けるとともに、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」(令和元年5月8日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の別添1「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(以下「実施要綱」という)について、下記のとおり取り扱うこととし、令和2年2月28日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれでは、内容について御了知の上、承認事業主及び割引券等取扱事業者等への適切な周知をお願いする。

#### 記

##### 1. 特例措置について

###### (1) 特例措置の趣旨・内容について

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業(通常分)については、新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等において臨時休業等が行われることに伴い、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀なくされた場合に、その支出を補うため、これまでの取扱いに代え、令和2年3月に限る特例措置(筆者注)として、1日(回)対象児童1人につき複数枚、1家庭当たり1か月に120枚まで使用できることとすること。また、この場合においては、1年間に280枚を超えて使用できることとすること。

筆者(注) この特例措置は、令和2年4月以後も継続している

###### (5) 特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについて

特例措置の趣旨に沿った割引券の利用による経済的利益は、所得税法(昭和40年法律